

VI [自然公園地域・自然環境保全地域関係]

1 自然公園区域における行為制限

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	自然公園法（第20条、第21条、第33条） 奈良県立自然公園条例（第17条、第19条）	担当課 担当係	景観・自然環境課 自然環境調整係 0742-27-8749
制度の概要	自然公園（国定公園及び県立自然公園）の区域内において、一定の行為をしようとする者は、知事の許可を受け、又は知事に届け出なければならない。 ※ 国立公園については、環境大臣所管のため、吉野熊野国立公園管理事務所にお問い合わせください。		
目 的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。		
対 象 地 域	国定公園及び県立自然公園		
規 制 内 容	1 指定地域の種類 （1）特別地域 ア 特別保護地区-特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区 イ 第1種特別地域-特別保護地区に準ずる景観地を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域 ウ 第2種特別地域-第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 エ 第3種特別地域-特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 （2）普通地域 公園区域のうち特別地域以外の区域 2 特別保護地区において許可の必要な行為 特別保護地区においては、次に掲げる行為をする場合は知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為等であって、環境省令で定めるものについては、許可は不要。 （1）工作物の新築、改築、増築 （2）木竹の伐採 （3）鉱物の採掘、土石の採取 （4）河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること （5）環境大臣が指定する湖沼、湿原等に汚水、廃水を排水設備を設けて排出する行為 （6）広告物類の掲出、設置又は表示 （7）水面の埋立又は干拓 （8）土地の開墾等土地の形状の変更 （9）屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更 （10）湿原その他これに類する区域の立入り （11）木竹の損傷又は植栽 （12）動物を放つこと（家畜の放牧を含む）		

- (13) 屋外における物の集積又は貯蔵
- (14) 火入れ又はたき火
- (15) 木竹以外の植物の採取、損傷又は落葉若しくは落枝の採取
- (16) 木竹以外の植物の植栽し、又は植物の種子をまくこと
- (17) 動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷
- (18) 道路及び広場以外の地域内における車馬若しくは動力船の使用、又は航空機の着陸
- (19) (1)～(18)の他、政令で定める行為

3 特別保護地区内において届出が必要な行為

- (1) 特別保護地区の指定又は地区の拡張等の際に当該地区内で既に着手していた上記2の行為については、指定等の日から起算して3月以内に知事に届け出なければならない。
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として上記2の行為をした場合は、その行為をした日から起算して14日以内に知事に届け出なければならない。

4 特別地域内において許可の必要な行為

特別地域内においては、次に掲げる行為をする場合は知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為等であって、環境省令で定めるものについては、許可は不要。

- (1) 上記2の(1)から(9)の行為(ただし、(5)は、国定公園に限る。)
- (2) 屋外における環境大臣又は知事が指定する物の集積又は貯蔵
- (3) 高山植物その他の植物で環境大臣又は知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (4) 環境大臣又は知事が指定する区域内で木竹を損傷すること。
- (5) 環境大臣又は知事が指定する区域内で、環境大臣又は知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- (6) 環境大臣又は知事が指定する動物の捕獲、殺傷等
- (7) 環境大臣又は知事が指定する区域内で、環境大臣又は知事が指定する動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。
- (8) 湿原その他これに類する地域のうち、環境大臣又は知事が指定する区域内への立入り
- (9) 道路又は広場等以外の区域のうち、環境大臣又は知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
- (10) (1)～(9)の他、政令で定める行為(国定公園に限る)

5 特別地域内において届出が必要な行為

- (1) 特別地域の指定又は地域の拡張等の際に当該地域内で既に着手していた若しくは物が指定された際に、既に着手していた上記4の行為については、指定等の日から起算して3月以内に知事に届け出なければならない。
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として上記4の行為をした場合は、その行為をした日から起算して14日以内に知事に届け出なければならない。
- (3) 木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

	6 普通地域内において届出の必要な行為 普通地域内において、次に掲げる行為をする場合は、知事に行為の種類、場所及び施行方法等を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為等であって、環境省令で定めるものについては、届出は不要。 (1) その規模が環境省令で定める基準を超える工作物の新築、改築、増築 (2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 (3) 広告物類の掲出、設置又は表示 (4) 水面の埋立又は干拓 (5) 鉱物の採掘又は土石の採取 (6) 土地の形状の変更 ※ 国立公園については、環境大臣所管のため、吉野熊野国立公園管理事務所にお問い合わせください。
許可等の基準	以下の許可基準に適合し、自然公園の風致又は景観の維持に影響を及ぼすおそれのないものであること。 1 国定公園 (1) 特別保護地区：自然公園法施行規則第12条 (2) 第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域：自然公園法施行規則第11条 2 県立自然公園：奈良県立自然公園条例施行規則第14条

手続のフロー図	国定公園・県立自然公園に関する行為許可申請等		
	申請者等	市町村	景観・自然環境課
	許可申請書等	受理	受理 ・ 審査
	提出	送付	
		許可通知	許可

※ 許可申請をされる場合には、事前に協議をお願いします。

※ 国立公園については、環境大臣所管のため、吉野熊野国立公園管理事務所にお問い合わせください。